

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年9月24日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「県道吉名停車場線の「峠橋」にかかる①砂防設備占用許可申請書（占用の期間が5年間である等の場合は最も新しい申請書を請求の対象とします）、②上記①の申請書に対して許可又は許可しないことを通知した文書（なお、峠橋が県道であることから、同じ広島県の組織である竹原支局等が上記①、②の文書に代わる書類をもって、更新許可を行っている場合は、その文書）」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年10月7日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年11月10日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、以下のとおりである。

(1) 異議申立書

平成15年10月7日付け東広建竹第165号による行政文書不存在通知書は、竹原支局自身が作成した平成15年9月12日付け東広建竹第51号の弁明書の中において説明した事実関係の記述に関する基本的な根拠を隠匿するものである。

当該事実関係を記述したものが存在しないという処分は、自然災害に関して重大な危険性がある峠橋ではあっても、現在の橋梁等設置基準が施行される以前に建設された橋であるということのみをもって、民間の更新認可に相当する審査を全く行っていないと回答している。

民間の橋であろうと、広島県が県道として設置した橋であろうと、区別なく襲って来るのが自然災害であることは一般社会の常識である。広島県の非常識な当該処分に対して不服申立てを行うものである。

また、当該処分の内容のとおり、自らが弁明書の中で説明した整備計画に関する事柄であると同時に、砂防指定地内の河川における現行の「橋梁等設置基準」に適合していない峠橋に関する実質的な更新認可（審査）を行わず、その事実関係を記述した文書は一切ないとする処分は、一般社会の常識では考えられない処分である。

異議申立人が平成 15 年 10 月 21 日付けで提出した反論書の記載内容のとおり、竹原支局の行政判断（裁量行為）は全く不当なものであると結論づけられるため、不服申立てを行います。

(2) 意見書

不服申立ての趣旨は、異議申立書のとおりです。

なお、補足説明として、次のとおり記述します。

平成 17 年 11 月 14 日付け東広建竹第 244 号の理由説明書によれば、広島県砂防指定地管理条例のみを引用し、かつ、峠橋は砂防指定地の告示以前に設置されていると断定した上で、不当な処分を行ったことを正当化しようと画策しています。

広島県は、峠橋を設置したとしている昭和 29 年度以降に、新たに「峠橋に併設した歩道部分」を付け加える工事を行い、竹原市道峠郷線と県道吉名停車場線上の峠橋との接合部分に高さ 50 c m の段差を生じさせました。この「峠橋に併設した歩道部分」は、広島県が管理する道路台帳（路線名は吉名停車場線）において橋梁（歩道）と明記されていますが、当該歩道部分の設置時期が郷川に係る砂防指定地の告示日である昭和 31 年 8 月 30 日以降である場合は、広島県砂防指定地管理規則（昭和 46 年 1 月 12 日規則第 3 号）の公布により改正されるまで適用されていた砂防指定地取締規則（大正 13 年広島県令第 19 号）の規定に基づき、峠橋（歩道）を設置するに際して、砂防設備を占用するために広島県知事の許可を受けているはずであります。

したがって、峠橋（歩道）を設置するための砂防設備占用許可申請書等は、砂防行政を所掌する部署が本来の職務として当然に作成（記録）しているべきものであります。速やかに、適正な開示決定を行うよう要求します。

広島県は、平成 16 年 2 月 5 日付け東広建竹第 359 号並びに平成 16 年 3 月 8 日付け東広建竹第 507 号による情報公開審査会諮問通知書のとおり、峠橋歩道の設置時期等を記載した文書を意図的に隠匿しています。さらに、平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号の不許可処分において、(1) 近くに橋があり、(2) 進入路もあるという不当な理由を絶大な裁量権をもって明記しましたが、これは、不法占用の橋を放置している砂防行政の事実を隠匿する一方で、命を守るために橋を設置したいと申請した善良な国民を切り捨てた悪徳非道な行政処分であり、当該行政処分並びに条例の趣旨に反する数々の不当な開示決定等に対して厳重に抗議します。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由などについては、以下のとおりである。

広島県砂防指定地管理条例（平成 14 年広島県条例第 47 号。以下「砂防指定地管理条例」という。）第 3 条により、砂防指定地内において、橋梁（砂防設備以外の施設）を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一方、砂防指定地管理条例第 3 条第 2 項によれば、砂防指定地の指定の際当該砂防指定地内において既に着手しているものについては、許可を受けることを要しないとされている。

峠橋については、砂防指定地の告示（昭和 31 年 8 月 30 日）以前に設置されていることから（昭和 29 年度設置）、砂防指定地管理条例第 3 条第 2 項により上記許可は不要であり、本件対象文書は存在しない。

異議申立人の主張する文書隠匿の事実はない。

なお、砂防設備占用許可申請については、公共・民間を問わず、申請時の各種基準により審査し、許可又は不許可を決定しているものである。

以上のとおり、対象文書は存在しないことから、条例第 7 条第 2 項により行政文書不存在通知を行ったものであり、本件処分は妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「県道吉名停車場線の「峠橋」に係る①砂防設備占用許可申請書、②上記①の申請書に対して許可又は許可しないことを通知した文書（なお、峠橋が県道であることから、同じ広島県の組織である竹原支局等が上記①、②の文書に代わる書類をもって、更新許可を行っている場合は、その文書）」である。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、砂防指定地管理条例第 3 条第 2 項の規定により、砂防指定地の指定の際当該砂防指定地内において既に着手しているものについては、知事の許可を受けることを要しないとされており、昭和 29 年度に設置された峠橋については、砂防指定地の告示（昭和 31 年 8 月 30 日）以前に設置されていることから、許可は不要であり、本件対象文書は存在しないとする。

当審査会で、砂防指定地管理条例第 3 条第 2 項を見分したところ、実施機関が主張するように、砂防指定地の告示日より前に設置された峠橋は、砂防指定地内における知事の許可を要しないものであり、本件対象文書が存在しないとしても不自然ではないことが認められた。

次に、異議申立人は意見書の中で、峠橋を設置したとしている昭和 29 年度以降に新たに峠橋に併設した歩道部分を付け加える工事を行っており、当該歩道部分の設置時期が郷川の砂防指定地の告示日である昭和 31 年 8 月 30 日以降であれば、砂防設備を占用するための許可を受けているはずであると主張する。

当審査会において、実施機関が許可案件毎に作成する砂防設備の占用許可に係る台帳（以下「占用許可台帳」という。）を見分したところ、峠橋の歩道部分についての記録は認められなかった。

したがって、本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張が不合理であるとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 1. 31	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 2. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
23. 7. 26 (平成 23 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
23. 8. 30 (平成 23 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授